

香川県立病院事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成28年12月26日

香川県病院事業管理者 松 本 祐 藏

香川県病院局管理規程第5号

香川県立病院事務決裁規程の一部を改正する規程

香川県立病院事務決裁規程（平成19年香川県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第3（第3条、第4条関係）						別表第3（第3条、第4条関係）					
関係事務	事 項	院長 委任	決裁区分			関係事務	事 項	院長 委任	決裁区分		
			院長	事務 局長	事務 局長 等				院長	事務 局長	事務 局長 等
1	略					1	略				
2	サービス					2	サービス				
関係事務	(1)～(3) 略 (4) 院長及び所属の職員の病 気休暇（公務又は通勤による 負傷又は疾病に係るものを除 く。）、特別休暇（職員の勤 務時間、休暇等に関する規則 （平成7年香川県人事委員会 規則第3号）第15条第1項第 2号、第4号、第6号、第7 号及び第15号から第17号ま でに掲げる場合のものに限る。）、 <u>介護時間及び部分休業の承認 等</u> をすること。	略				関係事務	(1)～(3) 略 (4) 院長及び所属の職員の病 気休暇（公務又は通勤による 負傷又は疾病に係るものを除 く。）、特別休暇（職員の勤 務時間、休暇等に関する規則 （平成7年香川県人事委員会 規則第3号）第15条第1項第 2号、第4号、第6号、第7 号及び第15号から第17号ま でに掲げる場合のものに限る。）、 <u>及び部分休業の承認等</u> をす ること。		○		
	(5)・(6) 略						(5)・(6) 略				
	(7) 職務に専念する義務を免 除すること（香川県病院局事 務決裁規程（平成19年香川県 病院局訓令第4号） <u>別表第1 の4の項第10号及び第11号並</u>	略					(7) 職務に専念する義務を免 除すること（香川県病院局事 務決裁規程（平成19年香川県 病院局訓令第4号） <u>別表第1 の4の項第9号及び第10号並</u>	略			

	びに(6)に掲げるものを除く。)
	(8)～(14) 略
3	略

	びに(6)に掲げるものを除く。)
	(8)～(14) 略
3	略

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。